

「こども発達支援サポーター事業」の取り組みについて（事業所用）

室蘭市子育て支援課子ども発達支援センター あいくる

目的

「発達障害」のお子さんは社会性やコミュニケーション、想像力の弱さがありますが、周囲の理解があれば地域で暮らすことができる力を持っているお子さんが多くいます。

このため、室蘭市では「こども発達支援サポーター事業」の取り組みにより、地域で暮らす様々な人たちに「発達障害」について理解を深めていただき、発達障害のお子さんやその家族の方が安心して暮らせる地域づくりを目指しています。

「こども発達支援サポーター事業」の取り組み

この事業は、発達障がい児（者）や家族、関係者、一般市民の方に「こども発達支援サポーター」に登録をしていただき、発達障害について理解していただくための講座や研修会、施設見学等のご案内をしています。

登録をしていただいた方には、「こども発達支援サポーター証」を発行しています。

サポーターの方には、特別な支援や会費等のお願いをするものではありません。

発達障害のお子さんが、災害時や地域生活の中でパニック等を起こした時に、優しく見守っていただけることを願っています。

平成26年9月現在、家族や市民の方、保健・医療・福祉等の関係者、約1,200人の登録をいただいています。

サポーターに登録していただける方

- 発達障がいの方や保護者、家族の方
- 発達障がい児（者）への支援をしている方（保健・医療・福祉・教育・就労関係者等）
- こども発達支援サポーター事業の趣旨に賛同していただける方

連絡先 室蘭市母恋南町2丁目22-3
子ども発達支援センター あいくる 電話0143-25-5503

申込み先 ryouiku@city.muroran.lg.jp（担当：小西様）
※別紙「申込書（事業所用）」に記入して送ってください。

※このようなカードが届きます。

